

食品衛生法 厚生省告示第370号に規定する「清涼飲料水の成分規格及び製造基準」

ミネラルウォーター類(殺菌又は除菌を行うもの)

最終改正：厚生労働省告示第263号(令和3年6月29日)

1 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚告第370号）の第1食品D各条○清涼飲料水の成分規格

(1) 一般規格

	検査項目	規格	単価料金(税別)	必要量(mL)
1	混濁 ※	混濁したものであってはならない	1,500	● 200
2	沈殿物又は固形の異物 ※	沈殿物又は固形の異物のあるものであってはならない	1,500	● 共通
3	スズ(金属製容器包装入りのもの)	150.0 ppmを超えるものであってはならない	7,000	350
4	大腸菌群	陰性でなければならない	4,500	100

※ 他項目とは別に未開封品をご用意ください

(2) 個別規格

2. ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水をいう。)のうち殺菌又は除菌を行うもの

次の表の左欄に掲げる事項につき、同表の右欄に掲げる規格に適合するものでなくてはならない。

	検査項目	規格	単価料金(税別)	必要量(mL)
1	アンチモン	0.005 mg/L以下	12,000	■ 300
2	カドミウム	0.003 mg/L以下	8,000	■ 共通
3	水銀	0.0005 mg/L以下	9,000	100
4	セレン	0.01 mg/L以下	10,000	■ 共通
5	銅	1 mg/L以下	7,000	■ 共通
6	鉛	0.05 mg/L以下	8,000	■ 共通
7	バリウム	1 mg/L以下	8,000	■ 共通
8	ヒ素	0.01 mg/L以下	10,000	■ 共通
9	マンガン	0.4 mg/L以下	7,000	■ 共通
10	六価クロム	0.02 mg/L以下	8,000	■ 共通
11	亜塩素酸	0.6 mg/L以下	10,000	△ 200
12	塩素酸	0.6 mg/L以下	10,000	△ 共通
13	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	C+ 5,000	◎ 200
14	クロロホルム	0.06 mg/L以下	P+ 5,000	□ 200
15	残留塩素	3 mg/L以下	2,500	100
16	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01 mg/L以下	25,000	100
17	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	P+ 5,000	□ 共通
18	1,4-ジオキサン	0.04 mg/L以下	25,000	500
19	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下	20,000	400
20	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	P+ 5,000	□ 共通
21	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	C+ 5,000	◎ 共通
22	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	P+ 5,000	□ 共通
23	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	シス体及びトランス体の和として 0.04 mg/L以下	P+ 10,000	□ 共通
24	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下	P+ 5,000	□ 共通
25	臭素酸	0.01 mg/L以下	25,000	100
26	亜硝酸性窒素	0.04 mg/L以下	4,500	△ 共通
27	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	4,500	△ 共通
28	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0	□ 共通
29	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	P+ 5,000	□ 共通
30	トリクロロエチレン	0.004 mg/L以下	P+ 5,000	□ 共通
31	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	C+ 5,000	◎ 共通
32	トルエン	0.4 mg/L以下	P+ 5,000	□ 共通
33	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.07 mg/L以下	22,000	400
34	フッ素	2 mg/L以下	5,000	△ 共通
35	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下	P+ 5,000	□ 共通
36	ブromホルム	0.09 mg/L以下	P+ 5,000	□ 共通
37	ベンゼン	0.01 mg/L以下	P+ 5,000	□ 共通
38	ホウ素	5 mg/L以下	8,000	■ 共通
39	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	25,000	200
40	有機物等(全有機炭素)	3 mg/L以下	10,000	300
41	味	異常でない	1,500	200
42	臭気	異常でない	1,500	200
43	色度	5度以下	1,500	200
44	濁度	2度以下	1,500	200
-	C：クロロ酢酸類基本料金	-	20,000	-
-	P：VOC項目基本料金	-	30,000	-
	成分規格(1)+(2)セット料金	スズを含まず スズを含む(金属製容器包装入りのもの)	278,100 285,100	計 4550

2 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚告第370号）の第1食品D各条○清涼飲料水の製造基準

(1) 一般基準

製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、かつ、殺菌したものでなければならない。ただし、未使用の容器包装であって、かつ、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用するまでに汚染される恐れのないように取り扱われたものにあつては、この限りでない。

(2) 個別基準

	検査項目	基準	単価料金(税別)	必要量(mL)
1	大腸菌群	陰性	4,500	◇ 100
2	細菌数(生菌数)	100以下/mL	3,000	◇ 共通
	-	-	7,500	計 100